

# 金沢学院大学栄養学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢学院大学学則（以下「学則」という）に定めるほか、学則第27条の2その他の条項に基づき、教育課程その他の必要な事項を定めるものとする。

(養成する人材像)

第2条 学則第1条の2に基づき本学部が養成する具体的な人材像は、次のとおりとする。

養成する人材像	
栄養学科	栄養学部栄養学科は、建学の精神および教育理念に基づき、健康づくりを最新の栄養学の観点から学び、専門的かつ高度な視点から地域の健康と栄養に関わる課題を捉え、生涯に亘る健康の維持・増進に貢献できる管理栄養士の育成を目指す。より具体的には、地域のニーズに応える管理栄養士の養成を図り、医療、福祉、学校における食育など様々な場面で高度な栄養管理および栄養教育の中核となって地域の健康増進に資する管理栄養士を育成する。

(授業科目及び単位数等)

第3条 栄養学部の授業科目は、教養科目、外国語科目、専門科目とする。

2 前項のほか、教育の基礎的理解に関する科目等(栄養教諭)及び栄養に係る教育の基礎的理解に関する科目等(栄養教諭)及び栄養に係る教育に関する科目を開設する。

3 授業科目の単位数、単位数、配当年次及び週時数並びに履修方法等は、別表第1に定めるとおりとする。

(時間割)

第4条 各学期において開講する授業科目及び担当者名は、学期の始めに公示する。

(履修科目の登録)

第5条 学生は、履修する授業科目を決め、毎学期の授業開始後1週間以内に履修科目を登録しなければならない。

2 単位制度の実質化を図るために、卒業要件に係る授業科目の年間の履修登録上限単位数を原則48単位とする。

3 履修科目の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

4 臨地実習の授業科目は、別に定める資格基準に適合しなければ、履修することができない。

5 履修科目の登録の細部については、別に決める。

(試験)

第6条 学生は、前条により履修を登録した授業科目について、試験を受けることができる。

2 試験を受けるには、当該授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

3 試験を受けるには、原則として、定期試験開始前までに学納金を完納していなければならない。ただし、所定の期日までに延納・分納願等を提出し、学長が承認した者には受験資格が与えられる。

4 試験は定期試験、追試験及び再試験とする。

(定期試験)

第7条 定期試験は、各学期末に期日を定めて行う。ただし、2学期以上にまたがる授業科目については、当該授業が終了する学期末に行うことがある。

2 定期試験の期日及び時間割は、試験開始の1週間前に公示する。ただし、授業科目によっては、定期試験以外の期日に試験を行うことがある。

(追試験)

第8条 病気その他止むを得ない事由により、試験を受けられなかった学生については、追試験を行う。

2 追試験を受けようとする学生は、試験を欠席した日の翌日から4日以内に、試験を欠席した事由を証明する書類を添付し、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験の日時は、その都度通知する。

(再試験)

第9条 定期試験及び追試験の成績判定の結果、不可と認定された科目について再試験の機会を設けることがある。その実施方法は別に定める。

(復学者の受験資格)

第10条 学期の途中で復学した学生の受験資格については、第5条第2項を適用する。

(修得すべき単位数)

- 第 11 条 栄養学部の学生は、別表第 1 の定めるところにより、教養科目は必修 16 単位及び自然科学分野から 4 単位以上を含め 20 単位以上、外国語科目は必修 4 単位を含め 8 単位以上、専門分野では、専門基礎科目 31 単位の必修科目、専門科目で 34 単位の必修科目を含め、さらに関連科目を加えた中から 100 単位以上を修得し、合計 128 単位以上を修得しなければならない。
- 2 第 2 年次終了時までに、所定の科目を含む原則 50 単位を修得した者は、第 3 年次に進級することができる。所定の科目については別に定める。
- 3 編入学、転入学等の場合、本学の授業科目に相当するものの既修得単位は、本学での修得単位として認定できるものとする。
- 4 前項により認定した単位の他に、授業科目区分に応じ卒業要件に算入することのできる単位を 68 単位以上、修得しなければならない。
- 5 学則第 26 条の 2 第 2 項に基づき別に定める他学部で履修修得できる単位の認定限度は 20 単位とする。

(転学部・転学科)

- 第 12 条 学則第 17 条に定める転学部・転学科については、学則第 17 条第 2 項に基づき、次のとおり定める。
- 一 志望学部・学科に欠員のある場合に限るものとする。一志望学部・学科に欠員のある場合に限るものとする。
  - 二 時期は、原則として、第 2 年次の始期とする。
  - 三 出願資格及び選考方法は、別に定める。
  - 四 他学部からの転学部、転学科は認めない。

(編入学)

- 第 13 条 学則第 12 条に定める編入学については、学則第 2 条第 2 項に定める編入学の定員及び収容定員に欠員のある場合に限り、学則第 12 条第 2 項に基づき栄養学部教授会において審議するものとする。
- 2 編入学の募集及び選考方法等については、別に定める。

(科目等履修生)

- 第 14 条 学則第 44 条に定める科目履修については、学則第 44 条第 3 項に基づき、次のとおり定める。
- 一 科目等履修生を志願する者は、本学所定の科目等履修願に、本学所定の入学検定料を添えて、原則、授業開講 2 週間前までに願出しなければならない。
  - 二 科目等履修生を志願する者については、本学学生の学修に妨げのない限り、選考のうえ履修を許可する。
  - 三 科目等履修生の履修開始の時期は、学期又は学年の始めとする。
  - 四 科目等履修生は、履修した授業科目について単位を取得しようとするときは、願出により当該授業科目の試験を受けることができる。
  - 五 前号の試験に合格した者に、単位を与える。
  - 六 科目等履修生に対する単位の授与及び学修の評価等については、学則第 23 条及び第 24 条を準用する。
  - 七 科目等履修生として履修を許可された者は、本学の指定する期日までに、本学所定の履修料を納入しなければならない。
  - 八 授業科目の履修において特別に費用を要するときは、必要経費を徴収する。

(中略)

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、別表第 1 は令和 3 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、別表第 1 は令和 5 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、別表第 1 は令和 6 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、別表第 1 は令和 7 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、別表第 1 は令和 7 年度入学生から適用する。